

宝塚自然休養林保護管理協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は「宝塚自然休養林保護管理協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は宝塚自然休養林（以下「休養林」という。）の設置の趣旨にもとづき、休養林の自然環境の保護及び育成並びに秩序ある利用の促進を図るため関係団体等の連係を密にし、もって休養林の保護管理の適正な運営に資することを目的とする。

(構成)

第3条 この協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 休養林の所在する県、市及び関係機関。
- (2) 関係交通機関・観光協会並びに美化自然保護を目的とする団体。
- (3) その他この協議会の趣旨に賛同するもの。

(業務)

第4条 この協議会は第2条の目的を達成するため、次の事項について必要な協力と事業を行う。

- (1) 休養林の保護及び育成に関すること。
- (2) 休養林の施設の整備及び環境の保全に関すること。
- (3) 山林火災、その他人為被害対策の啓発及び指導に関すること。
- (4) 休養林の利用者の安全対策に関すること。
- (5) 協力金の收受及び活用に関すること。
- (6) その他休養林の保護管理上必要な業務。

2 協議会は、前項の事業を行うに当たっては、全体活動計画及び年間活動計画を作成する。

3 協議会は、第1項の事業を行うに当たっては、法令等を遵守し、休養林の利用者の快適な利用に資するよう円滑に実施するものとする。

(役員)

第5条 この協議会に会長1名、監事2名をおくものとする。

- 2 会長は宝塚市長がこれにあたる。
- 3 会長は兵庫森林管理署長との連携、調整にあたるほか、協議会の運営について総括責任を負うものとする。
- 4 監事は会議において選任し、任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

(会議)

第6条 協議会の目的を達成するため、会長の招集により会議を開催し、会議の議長は会長があたる。

2 前項の場合において会長に事故あるときは、会長が指定したものが代行する。

3 会議は次の事項を付議する。

- (1) 事業計画（全体活動計画及び年間活動計画）及び収支予算に関する事項

- (2) 事業実績及び収支決算に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他必要な事項

(表決)

第7条 会議の議決は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(会計)

第8条 この協議会の事業は、次の経費をもって充てる。

- (1) 負担金
- (2) 協力金
- (3) 寄附金
- (4) その他第4条の事業実施に伴う収入

2 前項における会計は、事務局があたり、監事が監査する。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

4 協議会の事業実績及び収支決算は、毎年会計年度の終期をもって整理する。

(基金)

第9条 施設改修の財源に充てるため、基金を積み立てる。

2 基金として積み立てる額は毎会計年度において一般会計の歳入歳出決算上生じた剰余金から、当該年度歳入の繰越金を控除した額の2分の1に相当する額とし、決算に係る年度の翌年度中に基金に繰り入れる。ただし、会議の承認を得て、別に積み立てることができるものとする。

3 基金は基金の設置目的を達成するため、必要があると認められる場合に限り、予算に計上して、処分することができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は宝塚市におき、事務局長は宝塚市部長をもってこれにあてる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会議でこれを定める。

(附則)

この規約は昭和51年 7月 1日から施行する。

(附則)

規約の改正は平成元年 5月 29日から施行する。

(附則)

規約の改正は平成26年 7月 1日から施行する。

(附則)

この規約は平成29年7月20日より施行し、平成29年4月1日より遡及して適用する。